

新島村職員の公金横領問題にかかる
再発防止について

(概要版)

令和8年2月

東京都新島村

目 次

1. はじめに
2. 事実経過等
 - 1) 採用の経過
 - 2) 横領の発覚
 - 3) 取扱業務の概要
 - 4) 公金処理の流れ等
3. 事件の動機及び発生原因
 - 1) 横領の動機
 - 2) 村内部統制の不備
4. 事件の顛末による職員等の責任
 - 1) 当事者に対する処分
 - 2) 当事者が所属する課長に対する処分
 - 3) 村長及び副村長に対する処分
5. 当事者の動向
6. 緊急対応の経過（事件発覚から今日まで）
7. 刑事訴訟
8. 民事訴訟
9. 再発防止策
 - 1) 対策1 現金取扱事務の緊急対策並びに将来に向けた対応（全庁的対策）
 - 2) 対策2 組織全体での内部統制の構築
 - 3) 対策3 所属長（管理職）による業務管理ルールの確認及び徹底
 - 4) 対策4 職員の意識改革
 - 5) 対策5 業務総量の見える化及び見直し
 - 6) 対策6 販売方法の見直し
 - 7) 対策7 電子マネー、クレカ決済への取り組み
 - 8) 対策8 補助金等の取り扱い（実行委員会事務局等）
 - 9) 対策9 金員を取り扱う職員に対する意識付け（吏員としての認定）

1. はじめに

令和7年3月、新島村産業観光課農林係の新島村ふれあい農園（以下「農園」という。）を担当していた職員（十川）が、平成29年度から令和6年度までの8年間の長きに渡り、農園での苗の販売金等の売上金でレジ及び事務室金庫に入っている現金を不正に持ち出し、公金約1,900万円（金額については今後精査の上確定予定である）について、一部を不適切な会計処理（売り上げからの農園備品等の直接購入など）を行うとともに、その多くを私的に流用し、横領する事件が発生した。

この行為は、住民からの信頼を大きく裏切るものであり、極めて残念である。新島村職員は、村民全体の奉仕者として、公務を中立・公正かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

このような観点から、本事件に係る原因の調査を行い、今後二度とこのような不祥事が発生しないよう、再発防止に努めるとともに住民、国及び東京都からの信頼を回復していかなければならない。

そのためには、「新島村職員不祥事再発防止対策委員会」を立ち上げ、原因調査及び再発防止策を策定し、繰り返しとなるが、今後二度とこのような不祥事を起こさないよう事務等の適正化及び事故防止に向けて、職員の意識改革、組織・事務処理体制等の整備を図っていくことが必須である。

令和8年2月

東京都新島村長 大沼 弘一

2. 事実経過等

1) 採用の経過

前任者のK氏（平成13年4月～平成28年3月までの15年間勤務）の退職に伴い、平成28年4月からの農園正規職員がいなくなる事態となった。28年4月～6月まではU氏が臨時職員として勤務しており、その後、正式採用は見送られている。U氏が離職後の平成28年8月1日から、十川が臨時職員としてふれあい農園に勤務しており、2ヶ月後の平成28年11月1日から正式に村職員として採用されている。

2) 横領の発覚

新島村産業観光課農林係農園担当の十川が農園の苗販売金を含む売上金を平成29年5月（5月13日までの売り上げは納入確認されている）から令和7年3月までの約8年の長きに渡りレジ及び事務室金庫に入っている現金を不正に持ち出し、公金約1,900万円（金額については今後精査の上、確定予定である）を一部不適切な会計処理（売り上げからの農園備品等の直接購入など）を行うとともに、その多くを生活費や個人の医療費などの経費に私的に流用し、横領した。

本事件は、職員の人事異動の際、村が釣銭用として課長名にて概算支出している金額の確認の際、釣銭が確認されなかった（令和7年4月1日において釣銭3万円については本人からレジに戻されている）ことに起因し、内部調査を行ったところ発覚した。

3) 取扱業務の内容

①野菜苗の育苗・販売

ハウス等にて、夏野菜苗・秋野菜苗等の育苗を行い、農家に販売している。
主となる苗は、イモ類及びタマネギ苗であるが、夏・秋野菜苗も販売。

②イチゴ栽培

ハウスにて、毎年冬から初春にかけてイチゴを栽培し、摘み取り体験及び販売を行っている。

③農業体験教室の実施

毎年、農業に親しむ事業として「体験教室」を実施している。

4) 公金処理の流れ等

苗の販売は、一般農家への販売は主に現金にて行っており、農協及び認定農家等への販売の一部は納付書発行により村の口座への振り込みにより処理している。また、式根島での販売についても取扱い商店への請求により村口座への納付となっている。他島（神津島・利島）への苗販売の処理も同様である。

ふれあい農園で直接扱った現金については、農園正規職員（責任者の十川）が直接、村出納室に持ち込み、歳入処理することとなっていた。

3. 事件の動機及び発生原因

1) 横領の動機

十川の供述によると、入庁当初の農園には自分が考える必要とする設備や備品がほとんどなく、農園の運営に苦慮していた。設備や備品を購入したくても予算化されていなくては購入できないことは当然であるが、十川自身が行政事務が不慣れのせいもあって、設備や備品等を購入する際の事務処理についても手間であると感じており、そこで、自身が管理する農園の苗販売金等の現金を流用して設備や備品を購入したのがきっかけであると話している。本来、農園の苗販売金等の現金は、その都度、本庁の出納室へ収納することが義務付けられていたが、ある時（平成29年5月14日以降※収納記録により確認）出納室へ現金を収納するのを怠ったことがあり、それに対して、担当課も含め特に指摘等もなかったことから、その後についても納入していない事実が発覚することを恐れ、そのまま事務室の金庫に保管していた。また、入庁する際に給料に関しての説明がなかったこと、実際に受け取った給料が自身の思っていたものより少なかったこと、自身の家族への仕送り等をするに、この給料では生活が苦しいという気持ちがあったとも話している。この状態が続いたことにより、次第にレジ及び事務室の金庫に入っている現金を自身の生活費等に使うようになったと話している。

2) 村内部統制の不備

①売上等現金管理の不備

農園の苗販売金等については、農園事務室内にあるレジ及び金庫において取

扱い及び保管を行っており、苗等の販売時に会計年度任用職員がレジ打ちや入出金する以外は、全て十川が管理を行っていた。売上金の現金は、その都度本庁の出納室へ収納していたが、ある時期から（平成 29 年 5 月 14 日以降と推測される）出納室へ現金を収納するのを怠るようになり、そのことを特に指摘されなかったことから、その後私的流用を行うようになった。現金管理について、担当課はもとより、出納室（現金納付窓口）並び企画財政課（予算担当課）等、横断的なチェックが十分でなかったと考えられる。

②所属長の管理・監督の不足

農園におけるレジの釣銭は、当事者が所属する村の組織部署（産業観光課）の所属長（管理職）が現金 3 万円を出納からの一時借用金として、農園のレジで保管していたが、本来であれば行わなければならない定期的な残金等の確認を行わなかった。また、農園の会計処理や収入額の減少等においても異変に気付かず、出納状況等の確認を怠っていた。

③事務・会計処理及び現金管理の規則の未整備

事務・会計処理及び現金管理の明確なルールやマニュアルが整備されておらず、適切な事務・会計処理方法の指導・監督がなされなかったこと、売上金の現金を担当者のみに管理させていたこと、関係部署におけるチェック体制の不備などが大きな要因の一つである。これらのことから、事務・会計の不適切処理や私的流用及び横領を繰り返すこととなった。

4. 事件の顛末による職員等の責任

1) 当事者に対する処分

処分日 令和 7 年 1 2 月 8 日

地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定により免職

2) 当事者が所属する課長に対する処分

処分日 令和 7 年 1 2 月 8 日

地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 2 号の規定により戒告

3) 村長及び副村長に対する処分

議決日 令和8年1月19日（見込み）

第1回新島村議会臨時会で新島村特別職の職員で常勤のものの給与の減額に関する条例を上程予定

村長 給料100分の10 3月間の減給

副村長 給料100分の10 2月間の減給

5. 当事者の動向

令和7年3月27日に農園のレジ内にある釣銭を確認後、不正が疑われたため、十川に所属部署の係長が釣銭や売上金について聴取を開始。この時点では不適切流用（売り上げから農園の必要備品等を購入したと主張）は認めているが、私的流用等を行っていないと供述している。その後の調査において、数年にわたり巨額な使途不明金があることが確認されたため、令和7年4月1日に新島警察署（以下「警察署」という。）へ被害報告を行い、警察署が捜査を開始。

当時の話では、数カ月で調査は終わる見込みであると認識していたが、途中経過において、お金の流れがつかみにくく、時間を要することとなったと報告を受けている。その間、警察署において数度の事情聴取を受けていると思われるが、進展が当初想定していたものより遅いため、警察署と相談し、秋以降、村においても本格的な事情聴取を行う事とした。令和7年9月22日、村長より新島村職員懲戒分限審査委員会（以下「審査委員会」という。）に対し、本事件について諮問があり、調査・審査を開始。十川に対して数度の事情聴取を行い、その中で徐々にその事実を認めるようになり、最終的には売上金のほとんどの部分の私的流用（横領）を認めている。

これらの調査等を踏まえ、令和7年11月26日、審査委員会において非違行為があったと認定し、翌27日付で弁明の機会付与通知書を十川に送付した。その後、出頭期限の12月5日に十川から「お詫び」という表題で、審査委員会からの通知内容（横領金額も含め）を事実と認める旨の文書が提出された。これを受け同日付で答申書を村長に提出した。

村長は審査委員会の答申を受け、令和7年12月8日付で地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、免職とする辞令を交付した。

新島村は、令和7年12月11日に業務上横領につき、警察署へ告訴状を提出し、受理された。

十川は、令和7年12月21日職員住宅退居につき、離島した。

6. 緊急対応の経過（事件発覚から今日まで）

令和7年3月27日に発覚して以来、十川は引き続き農園勤務をしていたが、現金の管理については、平日は、毎日午後4時に担当係長または主任が当日の売り上げを確認し直接引き取りを行い、土曜日曜については、火曜日に（月曜日が定休日のため）取りに行くこととし、農園での現金収受については、その日の販売実績をエクセル表に入力させ、調定とレシート、売上金を本庁職員に手渡すこととした。本庁職員は、販売実績のエクセル表を確認し、調定とレシート内容が一致しているかを確認し、現金と納付書を出納室に提出後、調定決裁を廻すことを徹底した。また、レジのお金（釣銭）に関しては、職員（会計年度任用職員含む）2名以上立会いのもと、釣銭の3万円が常にレジ内にあることを毎日確認することとした。

7. 刑事訴訟

村では上記のとおり、令和7年12月11日付で、警察署へ告訴状を提出した。今後は、その動向を注視し、顧問弁護士と相談しながら対応していく。

8. 民事訴訟

刑事訴訟（起訴されるかは現在未確定）の進捗状況を注視していくとともに、十川からの弁済の申出等があるかどうかなどを勘案しながら、民事訴訟について早急に検討を進める。民事訴訟を行うにあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、訴えの提起を行うための議案を議会に上程する予定である。

9. 再発防止策

新島村では、原因調査究明及び再発防止策を策定するために、令和7年12月10日に「新島村職員不祥事再発防止対策委員会」(別紙資料1)を立ち上げ、同年12月26日に第1回目の会議を開催した。それに先立ち、全庁に対して、金銭取扱業務の実態把握及び本事件を受けての早急な対応策並びに将来への取り組みについての検討提出を指示し、現事業の確認及び関係職員への指導徹底を図った。その上立って、今後の対策も含め、再発防止に係る対策について列挙する。

1) 対策1：現金取扱事務の緊急対策並びに将来に向けた対応（全庁的対策）

組織全体での現金取扱事務の再確認及び緊急対応策並びに課題抽出及びその解決策等、現状事務の課全体での再確認及びチェック体制の見直しなどを進め、同時に将来に向けての対策等についても検討を進めるよう指示した。

2) 対策2：組織全体での内部統制の構築

これまで、ふれあい農園では正規職員1名がすべての会計業務・金銭管理を行っていたが、これに対して担当課はもとより関係部署（出納室・財政担当など変化に気づく機会のある部署）においては、声掛け等があったようではあるが、疑義解消に向けての積極的な働きかけや提言などが弱かったともいえる。今後、担当課の確認は大原則ではあるが、役場組織全体で不正な会計処理をチェックする機能を持つ必要がある。そのためには、定期的な内部監査も含め、内部統制の早急な構築が必要である。

3) 対策3：所属長（管理職）による業務管理ルールの確認及び徹底

各事業において、それぞれに行ってきた事務処理、金銭管理について、改めて所属長がその業務の特性に合わせたルールを確認、見直すとともに、当該担当課のみならず横断的なチェック体制も含めた業務管理の徹底を図る。

4) 対策4：職員の意識改革

これまでの研修に含め、倫理観やコンプライアンス意識の醸成に向けた職員研修を実施し、職員の意識改革を図るとともに、公務員としての更なる自覚を促す。東京都職員研修所等を活用し、研修計画を更に充実させていく。

5) 対策5：業務総量の見える化及び見直し

これまで、農園の担当職員の意志のままに、育苗する苗の種類、生産量などを決定しており、年1回の報告で総量を知る程度であった。今回の事案を踏まえ、現状を見える化（データ化）するとともに、生産計画を策定し、今後の生産予定種苗及び生産数量等を決定していく。そのうえで、適正な農園運営の姿を模索していく。

6) 対策6：販売方法の見直し

これまで、農園で直売していた苗について、農協などを通じた委託販売等に切り替えていく事が出来るかなど、早急に検討する。直売のイチゴについてもふれあい農園で続けて行くべきかどうかも含め、その継続廃止についても検討し、結果として、農園での現金取扱量を減らしていく事に繋げる。

7) 対策7：電子マネー利用、クレカ決済への取り組み

本事案発生により行った、金銭管理事務の総点検において、今後の取り組みとして「電子マネー利用・クレカ決済の導入」の必要性が多く提唱されている。電子マネー利用やクレカ決済については、現金取扱業務の縮小を目指し組織全体で取り組むべき課題として、また、行政のDX化の基本的な事項として、今後さらに具体的に検討を進める必要がある。

8) 対策8：補助金等の取り扱い（実行委員会事務局等）

村がイベント開催等のために実行委員会などに対して支出する補助金について、一部の事業は事務局を担当課が務める事例があり、交付された補助金の管理を担当課の職員が受け持ち、その執行までを行う場合もある。これまで、不正処理も含め事件事故につながった事例は発生していないが、今後については、さらに万全を期するためにもチェック体制を強化し、より安全確実な管理執行に努める必要があると同時に、実行委員会方式での事業の実施についても並行して検討していく必要がある。

9) 対策9：金員を取り扱う職員に対する意識付け（吏員としての認定）

料金収入や売り払い収入等を直接取り扱う職員（会計年度任用職員も含む）、また、滞納料金等の徴収に直接携わる職員に対し、税外徴収員としての認定を

行うことで、その果たすべき役割や責任について明確にし、かつ、その者に対する金員を取り扱う職員としての意識付けを徹底することを目的として、現行の「新島村職員の徴税吏員に関する規則」を「新島村徴税吏員及び税外収入徴収員に関する規則」として新たに制定し、該当職員に対し証を交付することで、金員取扱いについて更なる万全を期する。